

平成 24 年 7 月から 堺市配偶者暴力相談支援センターを開設します

本市では、DV（配偶者からの暴力）の防止や被害者の相談、支援を進めていくため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき「堺市配偶者暴力相談支援センター」を開設します。

配偶者暴力相談支援センターの業

- ・ 専門相談員による電話相談や適切な相談支援機関の紹介
- ・ 被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 一時保護施設等の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 加害者を被害者から法的に遠ざける「保護命令制度」の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整

DV相談

堺市配偶者暴力相談支援センター DV専門電話相談

電話番号 072-228-3943

各区役所女性相談窓口 DV相談を含むあらゆる女性相談は、各区役所で引き続きお受けいたします。

電話番号 堺区 228-7023 中区 270-0550 東区 287-8112
西区 275-1912 南区 290-1744 北区 258-6621
美原区 363-9316

利用時間は、ともに、月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9時～17時30分

※上記時間外は、夜間・休日DV電話相談を実施しています。（民間法人に委託）

電話番号 072-280-2526

利用時間 月～金 17時30分～翌日9時、土日祝日 24時間